

# 『会計年度任用職員制度』 の導入について

---

令和元年10月23日・24日・25日・28日・29日

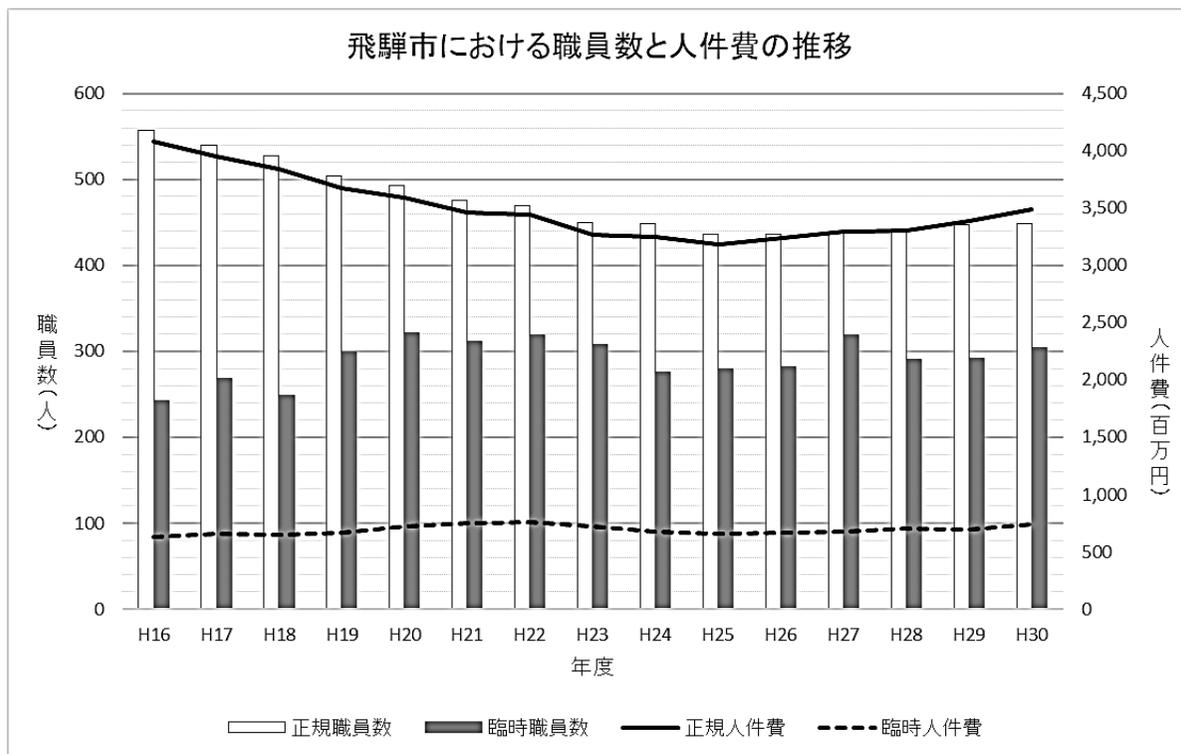
総務部総務課

# 1. 現状

人口減少や少子高齢化、行政需要の多様化など社会情勢の変化に適切に対応するため、任期の定めのない常勤職員（＝正規職員）のほか、事務の種類や性質に応じていわゆる「臨時・非常勤職員」が多様な勤務形態で採用（雇用）されてきた。

地方公務員の「臨時・非常勤職員」は、平成17年4月現在では45万人であったが、平成28年4月現在で総数が64万人となっており、増加傾向にある。

現状において、窓口業務、内部事務、各施設等様々な分野で活躍し、地方行政の重要な担い手である。



		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
職員数 (人)	正規	557	540	528	504	493	476	469	450	448	436	436	438	439	447	449
	臨時	243	268	249	299	321	312	319	308	276	279	282	319	290	292	304
人件費 (百万円)	正規	4,077	3,951	3,840	3,673	3,586	3,456	3,442	3,263	3,251	3,184	3,240	3,297	3,302	3,391	3,491
	臨時	633	660	644	663	719	748	758	726	680	655	662	677	701	697	740

## 2. 制度導入の背景(問題点)

従来、地方公務員の「臨時・非常勤職員制度」は、採用の方法等についても法文上不明確であり、適正な選考をしない採用や条例で定めていない賃金のあり方など、地方自治体それぞれで異なる解釈がなされ、任用根拠をはじめとする制度の運用が区々であった。

参考：現行の臨時・非常勤職員

- ・ 特別職非常勤（地方公務員法第3条第3項第3号）
- ・ 臨時的任用（地方公務員法第22条）
- ・ 一般職非常勤（※法文上不明確）

このような状況下で、平成21年度、平成26年度と総務省は各自治体に対し、必要な対応をとるよう要請したが、制度の統一化・完全な適正化には至らなかった。

このため、「地方公務員法」と「地方自治法」が改正され、臨時・非常勤職員の適正な任用と勤務条件の確保に向けた見直しが行われ、新しく『**会計年度任用職員制度**』が整備されることとなった。

改正法 = 「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成29年法律第29号）

## 3. 会計年度任用職員制度（令和2年4月1日～）

### 1. 特別職非常勤の任用根拠を厳格化（P 5 図：②の職）

地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職として、「専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うもの」に限定

### 2. 臨時的任用の任用根拠を厳格化（P 5 図：③の職）

改正法による改正前の地方公務員法第22条に規定する従来の要件に加えて、「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合」（正規職員に欠員が生じた場合）が必要（改正法による改正後の地方公務員法第22条の3）

### 3. 一般職の非常勤職員 = 『会計年度任用職員制度』を創設（P 5 図：④の職）

新たに制度を創設し、採用方法や任期等を明確化

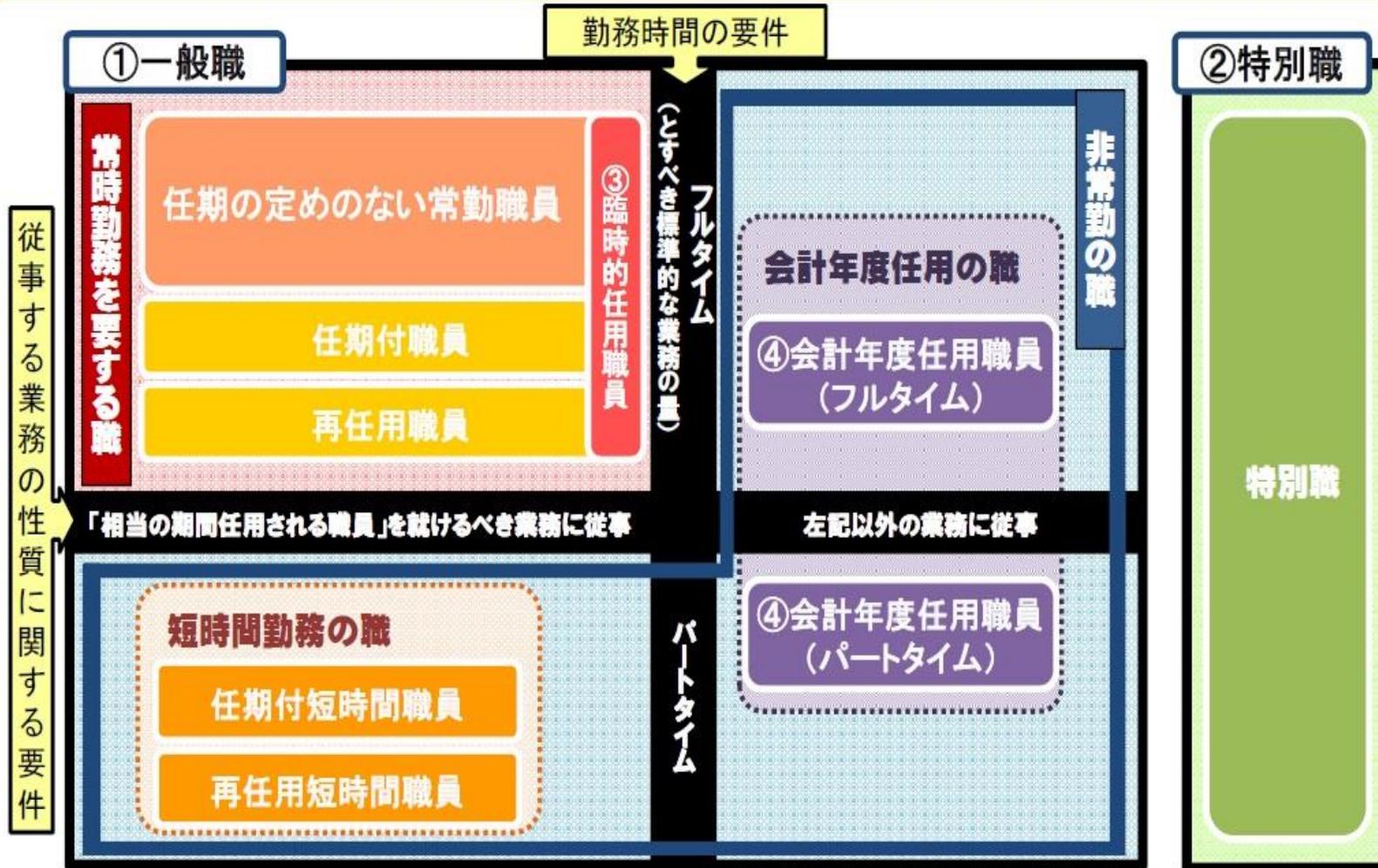
要件を満たさない特別職非常勤、臨時的任用は会計年度任用職員に移行

相当の期間任用される職員を就けるべき業務以外の業務に従事する職員として整理（P 5 図参照）

### 3. 会計年度任用職員制度（令和2年4月1日～）

#### 「職」の整理

図：会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアル(第2版)より引用  
【総務省自治行政局公務員部】



## 4. 会計年度任用職員制度と現行制度の違い

		現 行
法令上の名称		臨時的任用職員
名称・呼称		臨時職員、嘱託職員
根拠法令・任用根拠		・地方公務員法第22条 ・飛騨市臨時職員の雇用、労働条件等に関する要綱
任用の形態等	形態	フルタイム、パートタイム
	任期	1年を基本として更新可能（5年で再選考、再雇用あり）
	新法上の「服務規程」及び「懲戒処分」	一部適用
	条件付採用、人事評価	非適用
	賃金（給料及び報酬）の水準	時給800円～
	賃金（給料及び報酬）の支給形態	フルタイム、パートタイムとも 賃金
	手当	時間外勤務手当、期末手当、通勤手当 （※全て賃金で支給）
	期末手当の取扱い	月額 0.7月 + 1.5月 = 2.2月分 日額（時給）10日 × 2回 = 20日分 1種職員以上（週30時間以上勤務）を対象
	旅費等	費用弁償の支給あり
	勤務時間	要綱で規定、7.75h以内
	休暇	年次有給休暇、病気休暇（無給）、忌引休暇（無給）
	社会保険	勤務形態により適用 厚生年金保険及び健康保険、国民年金及び国民健康保険、雇用保険
	退職手当・雇用保険	勤務形態により適用
災害補償	勤務形態により適用 地方公務員災害補償基金、労働者災害補償保険、非常勤公務員公務災害補償	



		会計年度任用職員制度（令和2年4月1日～）
法令上の名称		会計年度任用職員
名称・呼称		業務支援職員、専門業務職員
根拠法令・任用根拠		※ 改正後の地方公務員法第22条の2 ・ <b>条例制定が必要（9月議会定例会で可決）</b>
任用の形態等	形態	フルタイム、パートタイム
	任期	原則1年（2回の更新可、再度の任用可）
	新法上の「服務規程」及び「懲戒処分」	※ <b>適用</b> 職務専念義務、政治的行為制限、営利企業従事等の制限（フルタイムのみ）等
	条件付採用、人事評価	※ <b>適用</b>
	賃金（給料及び報酬）の水準	※ 類似する職務に従事する <b>常勤職員の初任給月額を基礎</b> として、職務の内容及び責任等を考慮して定める。 <b>昇給、前歴換算を導入</b>
	賃金（給料及び報酬）の支給形態	フルタイム 給料、手当 パートタイム 報酬
	手当	※ 時間外勤務手当、 <b>宿日直手当</b> 、休日及び夜間勤務手当、特殊勤務手当、 <b>期末手当</b> 、通勤手当、 <b>退職手当</b> （フルタイムのみ）
	期末手当の取扱い	※ <b>常勤職員の取扱いとの権衡を踏まえて定める</b> 1.3月 × 2回 = <b>2.6月分</b> <b>週15時間30分以上勤務職員を対象</b>
	旅費等	フルタイム 旅費 パートタイム 費用弁償
	勤務時間	条leyで規定、7.75h以内
	休暇	※ <b>国の非常勤職員と同様</b>
	社会保険	※ フルタイム <b>地方公務員等共済組合保険</b> パートタイム 現行と同様
	退職手当・雇用保険	※ フルタイム <b>退職手当組合</b> パートタイム 雇用保険（極めて短時間は対象外）
災害補償	現行と同様	

## 5. 今後の募集・採用・任期・勤務条件について

### ①募集

新地方公務員法第13条の平等取り扱いの原則の適用により公募が原則  
令和2年4月1日採用の募集は、12月頃～開始予定

### ②採用

競争試験(面接)または選考(書類)による客観的な能力実証により採用  
※令和2年度は新制度となるため、すべての職種において競争試験または選考が必要  
公募の必要性については、国へ確認中。

### ③任用

「雇用契約」から「辞令」による任用

### ④条件付採用期間

1ヶ月の条件付き採用期間あり

### ⑤人事評価

任期が3ヶ月以上の職員を対象に人事評価制度を導入(現在、試行中)

## 5. 今後の募集・採用・任期・勤務条件について

### ⑥再度の任用

任期は原則、1年度以内。次年度への更新は、公募によらず、客観的な能力の実証(人事評価制度等)に基づき、2回を限度に任期の更新(再度の任用)を行うことが可能

※2回の更新後においても、職の必要性に応じ公募のあった場合に、応募いただき、選考等による再度の任用は可能。

### ⑦休暇について

国の休暇制度に準じ、次ページのとおり休暇制度を創設

育児休業の対象(在職期間が1年以上かつ子が1歳6ヶ月に達する日までに、その任期が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでないこと)

## 5. 今後の募集・採用・任期・勤務条件について

会計年度任用職員 休暇一覧 ※原則、国の期間業務職員に準ずる

No.	休暇等名	方針案（有給・無給／日数）
1	年次休暇	有給／勤続年数及び勤務日に応じた日数
2	公民権行使	有給／必要と認められる期間
3	官公署出頭	有給／必要と認められる期間
4	現住所の滅失	有給／連続する7日
5	出勤困難	有給／必要と認められる期間
6	退勤危険回避	有給／必要と認められる期間
7	忌引き	有給／最長7日
8	産前休暇	無給／6週（14週）
9	産後休暇	無給／8週
10	育児時間	無給／1日2回各々少なくとも30分
11	子の看護（※）	無給／5日（2人以上の場合10日）
12	短期介護（※）	無給／5日（2人以上の場合10日）
13	介護休暇（※）	無給／93日（3回まで分割可）
14	介護時間（※）	無給／1日2時間・最長3年
15	女性健康休暇（生理休暇）	無給／2日（1生理周期）
16	妊産疾病	無給／必要と認められる期間
17	公務上の疾病	無給／必要と認められる期間
18	私傷病（※）	無給／最長10日
19	骨髄ドナー	無給／必要と認められる期間
20	結婚	有給／連続する5日
21	妊産婦検診・保健指導	無給／必要と認められる時間（回数制限有）
22	妊産婦休憩・補食	有給／必要と認められる時間
23	妊産中通勤緩和	無給／1時間

※特定の勤務条件に該当した場合のみ

## 6. 給料・報酬等について

### ①給料・報酬

フルタイム:給与(当月払い) 月額(要資格職)、時間額

パートタイム:報酬(翌月払い) 時間額

- ・従事する職務に応じて、類似する常勤職員の初任給月額を基礎として職務の内容及び責任を考慮して設定
- ・採用時の経験年数(資格職の場合は資格取得後の年数)により前歴換算あり
- ・前歴換算、昇給は7号給が上限(1年3号、2年4号)

### ②期末手当

対象:以下の条件をいずれも満たす者

A. 週の勤務時間が15時間30分以上(任用条件による)

B. 任期の定めが6月以上

支給割合 2.6月分(6月期 1.3月分、12月期 1.3月分)※在職期間による割合あり

### ③現給保障

年間支給額(給料・報酬、期末手当)の総額で比較し、減額となる場合に月額または期末手当で上乗せして支給

## 6. 給料・報酬等について

### ④通勤手当

通勤距離が片道2km以上ある職員に対し、月ごとの勤務実績に応じ支給

### ⑤その他各種手当

職種ごとに必要な手当を従来通り支給

## 7. 社会保険・雇用保険と共済組合保険・退職手当組合について

### パートタイムの職員

- ・従来通り勤務条件により社会保険・雇用保険の対象

### フルタイムの職員

地方公務員共済組合：フルタイムの勤務日数が18日以上ある月が連続して12月を超える場合に加入  
それまでは社会保険の対象  
※H31.4.1～勤務の場合は、R2.4.1から加入

退職手当組合：フルタイムの勤務日数が18日以上ある月が連続して6月を超える場合に加入  
それまでは雇用保険の対象  
※H31.4.1～勤務の場合でも、R2.10.1から加入  
H2.9.30までは雇用保険の対象

## 8. 服務について

**正職員と同様の服務規律となる。**

- ①服務の宣誓
- ②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ③信用失墜行為の禁止
- ④秘密を守る義務
- ⑤職務に専念する義務
- ⑥政治的行為の制限
- ⑦争議行為等の禁止
- ⑧営利企業への従事等の制限  
(※パートタイムのみ営利企業への従事等の制限なし)

## 9. これまでの取組みと今後のスケジュール

### ○ 平成29年度

- ・ 呼称を「臨時職員」から「業務支援職員・専門業務職員」へ変更
- ・ 確保が困難な職（専門業務職員）について、会計年度任用職員制度導入を見据え、先行して賃金の見直しを決定（30年度予算要求）〔先行見直し：司書、学芸員、外国語通訳、手話通訳、保育士、保健師〕

### ○ 平成30年度

- ・ 賃金の先行見直しを行った専門業務職員を対象として、人事評価の試行（被評価者説明会の開催）
- ・ 人事評価試行結果について、評価者・被評価者アンケートを実施
- ・ 確保が困難な職（専門業務職員）について、先行して賃金を見直しを決定（31年度予算要求）〔先行見直し：給食調理員〕

### ○ 令和元年度

- ・ 4月 全ての業務支援職員・専門業務職員を対象として、人事評価の試行（被評価者説明会の開催）
- ・ 9月 会計年度任用職員制度導入のための条例案を議会上程・可決
- ・ 9～10月 会計年度任用職員制度導入に向けた職員説明会（担当課・対象職員）
- ・ 11月 会計年度任用職員制度導入後の任用についての希望調査の実施
- ・ 12月 新制度に合わせた職員の募集、任用手続の開始。システム導入・職員説明会の開催

### ○ 令和2年度

- ・ 4月 会計年度任用職員制度の運用開始